# 第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会会則(案)

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この実行委員会は、第75回全国植樹祭埼玉県実行委員会(以下「実行委員会」 という。)と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第75回全国植樹祭(以下「全国植樹祭」という。)の開催に必要な事業を行うことで、森林の整備と森林資源の循環利用を推進し、森林・水・木材と私たちの暮らしや産業との結び付きを深め、豊かな川でつながる山村と都市が協力して守り育てた森林・みどりを未来の子供たちへ繋ぐとともに、本県の歴史、文化など様々な魅力を全国に発信することを目的とする。

### (事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
  - (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
  - (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事に関すること。
  - (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
  - (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
  - (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (実行委員会の構成)

- 第4条 実行委員会は、委員、監事及び参与(以下「委員等」という。)をもって組織する。
- 2 委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で組織し、別表第1に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 3 実行委員会は、委員のうちから会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、埼玉県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、埼玉県議会議長、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会代表理事及び埼玉 県副知事をもって充てる。

### (委員等の職務)

- 第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

### (委員等の任期)

- 第6条 委員等の任期は、第17条の規定により実行委員会が解散する日までとする。
- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、そ の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者はこの限りで はない。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

### (委員等の報酬及び旅費)

- 第7条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。
- 2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、埼玉県職員の例に準ずるものとする。

### 第3章 会議

### (会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

### (総会)

- 第9条 総会は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに参与、監事をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1)会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
- (5) 専門委員会に付託する事項に関すること。
- (6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその 権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前 2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条 第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

### (幹事会)

- 第11条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事(以下「幹事等」という。)をもって組織する。
- 3 幹事等は、関係機関及び関係団体等で構成し、別表第2に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、埼玉県農林部長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。
- 7 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」 とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1)総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会から委任された事項に関すること。
- (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
- (4) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に 関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 9 幹事会は、前項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 10 第9条第4項から第7項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」に、「会長」とあるのは「幹事長」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

### (専門委員会)

- 第 12 条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって組織する。
- 3 専門委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。
- 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 8 前7項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 事務局

### (事務局)

- 第 13 条 実行委員会の事務を処理するために、第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)を埼玉県農林部内に置く。
- 2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

- 3 事務局は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

### 第5章 経費及び会計

#### (経費)

第14条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって 充てる。

### (事業計画、予算及び決算)

- 第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。
- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、埼玉県の財務規則等に準ずるものとする。

### 第6章解散

#### (解 散)

- 第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散 するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、埼玉県に帰属するものとする。

# 第7章補則

### (補 則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

### 附則

- 1 この会則は、令和4年9月2日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、実行委員会 の設立の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に 支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含める ものとする。

# 別表第1(第4条関係)【実行委員会】

別 次 男 し	1	【天1】安貝本】 → □	ΔΠ. π <del></del> h
職名	区分	所 属	役 職
会長	県	埼玉県	知事
副会長	県議会	埼玉県議会	議長
	林業・緑化	公益社団法人埼玉県緑化推進委員会	代表理事
	県	埼玉県	副知事
委 員	県議会	環境農林委員会	委員長
	国	林野庁 関東森林管理局	局長
		国土交通省 関東地方整備局	局長
		環境省 関東地方環境事務所	所長
	市町村	埼玉県市長会	会長
		埼玉県町村会	会長
		埼玉県市議会議長会	会長
		埼玉県町村議会議長会	会長
		秩父市	市長
		小鹿野町	町長
		秩父市議会	議長
		小鹿野町議会	議長
	学識経験者	東京農業大学	客員教授
		埼玉大学教育学部	教授
	林業・緑化	埼玉県森林組合連合会	代表理事会長
		公益社団法人埼玉県農林公社	理事長
		一般社団法人埼玉県木材協会	会長
		埼玉県森林協会	会長
		埼玉県山林種苗協同組合	代表理事組合長
		一般社団法人埼玉県治山林道協会	会長
		一般社団法人埼玉県造園業協会	会長
		さいたま県産木材住宅促進センター	理事長
		公益財団法人埼玉県公園緑地協会	理事長
		埼玉県林業経営者協会	会長
		埼玉県林業女性会議「結木の会」	会長
	農業・漁業	埼玉県農業協同組合中央会	代表理事会長
		埼玉県花き園芸組合連合会	会長
		埼玉県植木生産組合連合会	会長
		埼玉県漁業協同組合連合会	代表理事会長
		さいたま農村女性アドバイザーネットワーク「響」	会長
		JA埼玉県女性組織協議会	会長
	建設・建築業	埼玉県森林土木建設業協会	会長
		一般社団法人埼玉県建設業協会	会長
		一般社団法人埼玉建築士会	会長
	宿泊・輸送	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
		一般社団法人全国旅行業協会埼玉県支部	支部長
		一般社団法人埼玉県旅行業協会	会長
		双耳凹位八州上东州门木圆石	石以

	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	支社長
	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	支社長
	西武鉄道株式会社	代表取締役社長
	東武鉄道株式会社	取締役社長
	秩父鉄道株式会社 	代表取締役社長
	埼玉高速鉄道株式会社	代表取締役社長
	埼玉新都市交通株式会社	代表取締役社長
	首都圏新都市鉄道株式会社	代表取締役社長
	一般社団法人埼玉県バス協会	会長
	一般社団法人埼玉県トラック協会	会長
産業・経済		会長
観光	埼玉県商工会連合会	会長
1985	埼玉県中小企業団体中央会	会長
	一般社団法人埼玉県経営者協会	会長
	埼玉経済同友会	代表幹事
	埼玉中小企業家同友会	代表理事
	一般社団法人埼玉県銀行協会	会長
	埼玉県信用金庫協会	会長
	一般社団法人埼玉県物産観光協会	会長
	サイタマ・レディース経営者クラブ	会長
福祉・教育	育・ 埼玉県地域婦人会連合会	会長
環境	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	会長
	ボーイスカウト埼玉県連盟	理事長
	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟	連盟長
	埼玉県公立小学校校長会	会長
	埼玉県中学校長会	会長
	埼玉県高等学校長協会	会長
	一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会	会長
	埼玉県特別支援学校長会	会長
	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会	理事長
	埼玉県PTA連合会	会長
	埼玉県高等学校PTA連合会	会長
	埼玉県特別支援学校PTA連合会	会長
県	埼玉県副知事	副知事
	埼玉県副知事	副知事
	埼玉県知事室	知事室長
	埼玉県企画財政部	部長
	埼玉県総務部	部長
	埼玉県県民生活部	部長
	埼玉県危機管理防災部	部長
	埼玉県環境部	部長
	埼玉県福祉部	部長
	埼玉県保健医療部	部長

			埼玉県産業労働部	部長
			埼玉県農林部	部長
			埼玉県県土整備部	部長
			埼玉県都市整備部	部長
			埼玉県企業局	公営企業管理者
			埼玉県下水道局	下水道事業管理者
			埼玉県教育局	教育長
			埼玉県警察本部	本部長
参	与	報道	朝日新聞社さいたま総局	総局長
			共同通信社さいたま支局	支局長
			埼玉新聞社	代表取締役社長
			産経新聞社さいたま総局	総局長
			時事通信社さいたま支局	支局長
			東京新聞さいたま支局	支局長
			日刊工業新聞社さいたま総局	総局長
			日本経済新聞社さいたま支局	支局長
			毎日新聞社さいたま支局	支局長
			読売新聞東京本社さいたま支局	支局長
			日本工業経済新聞社さいたま支局	支局長
			日刊建設通信新聞社北関東支局	支局長
			日刊木材新聞社	代表取締役社長
			日本農業新聞	代表取締役社長
			日本放送協会さいたま放送局	局長
			株式会社テレビ埼玉	代表取締役社長
			埼玉ケーブルテレビ連盟	会長
			株式会社エフエムナックファイブ	代表取締役社長
監	事	市町村	秩父市	会計管理者
			小鹿野町	会計管理者
		県	埼玉県	会計管理者

# 別表第2(第11条関係)【幹事会】

職名	区分	所 属	役 職
幹事長	県	埼玉県農林部	部長
幹事	国	林野庁 埼玉森林管理事務所	所長
	林業・緑化	公益社団法人埼玉県緑化推進委員会	事務局次長
		埼玉県森林組合連合会	専務理事
		一般社団法人埼玉県木材協会	専務理事
		埼玉県森林協会	会長
		埼玉県山林種苗協同組合	専務理事
		公益社団法人埼玉県農林公社	森林局長
		一般社団法人埼玉県治山林道協会	専務理事
	産業・経済・	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	常務理事事務局長
	観光	埼玉県商工会連合会	常務理事

	埼玉県中小企業団体中央会	専務理事
	一般社団法人埼玉県物産観光協会	専務理事
県	広報課	課長
	みどり自然課	課長
	観光課	課長
	森づくり課	課長
	道路環境課	課長
	公園スタジアム課	課長
	教育局総務課	課長
	警察本部警備課	課長

# 別表第3 (第13条関係)【実行委員会事務局】

職名	所 属	役職
事務局長	埼玉県農林部森づくり課	全国植樹祭推進幹
事務局員	埼玉県農林部森づくり課	課員